

ニュルンベルク市当局の再洗礼派理解と市の平和

早川朝子

はじめに

ルターの『95か条の提題』にはじまる宗教改革は、既存の政治的・社会的精神的秩序を大きく動搖させた。諸都市においては、宗教改革思想をめぐってしばしば激烈な闘いが繰り広げられた。またカールシュタット、ミュンツァーといったルターの改革路線から逸脱した人々による急進的で過激な言動が、多くの住民を惹きつけていた。再洗礼派も、そのような宗教改革による社会的混乱の中で生じた。幼児洗礼の有効性を疑問視した人々が、信仰を自覚した成人として再度洗礼を受けるという行為を、1525年にチューリヒで初めて実践して以来、各地で同様の現象がみられるようになった。やがてそれは帝国全体の問題として、1529年のシュパイアー帝国議会でとり上げられるに至ったが、その信徒の数は、広範な地域全体からみると極僅かであった¹⁾。1530年代以降、更にその数は減っていく。

本稿がとり上げる南ドイツの帝国都市ニュルンベルクも、再洗礼派という不穏分子に悩まされることになる²⁾。宗教改革の導入を決定し、信仰をめぐる市内の対立と混乱を収拾したと思われた後の出来事であった。宗教的寛容の時代を迎える前の為政者たちにおいては、自らの支配領域が一つの宗教のもとに統一されている必要があり、それが「平和」を実現するうえでの前提であった。『アウクスブルクの宗教平和』(1555年)の「支配者の宗教、その地に行われる」*cujus regio, ejus religio*は、そのことを再確認するものである。本稿では、市を取り巻く再洗礼派の状況を概観したうえで、市当局が再洗礼派をどのように理解しそれにどう対応したのかを考察するが、そこにも「宗教は一つ」という原則が貫かれているのを垣間見ることができるであろう。史料は主として、再洗礼派をめぐって為政者間でやりとりされた書簡、他都市で行われた審問の記録、市政府が再洗礼派に対処するために制定した布告などを用いる³⁾。

1. 宗教改革の導入

ニュルンベルクでは市参事会が、1525年に宗教討論会を開催し早々に福音派都市たることを宣言した。このような展開は、都市貴族が市政を独占⁴⁾していたような都市においては稀なことであった⁵⁾。まずはそこに至るまでの過程を概観する。

ニュルンベルクにおいて宗教改革は、市参事会や上層市民にとって必ずしも否定すべきものではなかった。聖職者による経済的搾取や聖遺物崇拜などは、以前から人文主義者のサーク

ルにおいて批判されていた。2人の最高権力保持者（ローズンガー）、アントン・トゥッヒヤー Anton Tucher とヒエロニムス・エーフナー Hieronymus Ebner をはじめ、カスパー・ニュッツェル Kaspar Nützel、ヒエロニムス・ホルツシューアー Hieronymus Holzschuher といった市参事会員、並びに、画家で彫刻家のアルプレヒト・デューラー Albrecht Dürer、市参事会書記ラザルス・シュペングラー Lazarus Spengler、法学者クリストフ・ショイルル Christoph Scheurl らがそのサークルに属していて、ルターの改革思想はそのような人々によって支持された⁶⁾。また、当時教会に対する支配権を強化しようとしていた市参事会にとって、宗教改革は有効に作用した⁷⁾。

1520 年代に入って相次いで空位となった聖ロレンツ St. Lorenz、聖ゼバルト St. Sebald 両教区の主席司祭 Propst に、既にその任命権を獲得していた市参事会は、それぞれルター派のヘクトール・ペーマー Hektor Pömer とゲオルク・ペスラー Georg Pesler を就任させた。また両者はそれぞれの教会の説教師に、ルター派のアンドレアス・オシアンダー Andreas Osiander とドミニクス・シュロイプナー Dominikus Schleupner を招聘した。このことにより、宗教改革思想は広く一般にも浸透することとなり、多くの市民がそれに共鳴した⁸⁾。説教壇からだけでなく、ローマ教皇批判やカトリック教会体制の過ちは、画家ハンス・グライフェンベルガー Hans Greiffenberger や靴工ハンス・ザックス Hans Sachs の手によるパンフレットを通しても説かれた⁹⁾。1523 年の復活祭にはパンとぶどう酒の二種陪餐が実施され、1524 年にはいくつかの教区教会でドイツ語によるミサも行われた¹⁰⁾。

同時に、住民による聖職者に対する暴力行為、教会のステンドグラスへの投石や修道院襲撃といった破壊活動が頻発するようになった¹¹⁾。1524 年には、別名「ヴェールトの農民」‘Bauer von Wöhrd’とも呼ばれる平信徒、ディーポルト・ベーリンガー Diepold Beringer の説教に多くの聴衆が集まるようになっていた¹²⁾。同年 5 月には、十分の一税の支払いを拒否した農民がバンベルク司教領のフォルヒハイム Forchheim で蜂起し、市内の手工業者や下層民は、そのような農民たちと交流していた¹³⁾。このような民衆の不穏な動きを警戒しながら市参事会は、慎重に信仰をめぐる問題の解決を図ろうとしたのであったが、宗教改革を支持する勢力とそれに反対する修道僧たち（主としてドミニコ、フランシスコ、カルメル会）との間の対立は激化していった。

このような状況の中で宗教討論会は開催された¹⁴⁾。1525 年 3 月 3 日から 14 日まで、市参事会が事前に準備した十二の項目について話し合われた。具体的には、罪、律法、正義、福音、洗礼、オブリッヒカイトとその権力、聖職者の結婚といった事柄についてであり、聖書を根拠に自らの見解を説得的に示すことのできた福音派が、最終的に勝利を収めた。逆に旧教側の修道僧たちは、当初から話し合いに乗り気ではなく、14 日の最後の会合は遂に欠席した。聖書をもとにその立場を説明できず、聴衆からもほとんど顧みられなかつた旧教派は敗北を認めざるを得なかった。その結果、旧教の修道院も市参事会の監督下におかれることになり、そこでの礼拝は、両教区教会で行われているものと同一であることが求められた。市参事会の意に添

わないので説教師は解雇され、頑なに抵抗する修道僧は市外退去を命じられた。

ゼーバスによると、この討論会ははじめから福音派にとって有利に展開するよう画策されていたのであった¹⁵⁾。福音の教えの正しさを認識していた市参事会は、新旧両派を歩み寄らせる気は全くなく、旧教の説教を一方的に廃止することを目指したのであった。それに対してツィマーマンは、1524年市参事会員について、旧教派も相当数いたことを指摘し、したがつて市参事会が旧教の説教排除を目的に討論会を開催したとは考えにくいとして、ゼーバス説を疑問視している¹⁶⁾。ツィマーマンによると、討論会は寧ろ、対立する両派の間に妥協点を見出し、市内の説教をどのような形であれ一致させるために開催されたのであった。その際、市参事会内部の改革をめぐる対立は問題にならない。市参事会は、市内の平和と秩序を守るために、外部に対して常に一致して行動することが求められたのである¹⁷⁾。しかし、宗教改革を支持する住民の勢いが勝ったため、妥協点を探ろうとした市参事会の試みは失敗に終わり、福音派にとって有利な決定が下されたのであった。

ゼーバスとツィマーマンは、市参事会が討論会を開催した目的について異なった見解を示しているが、両者とも、市内での説教が一致していることの必要性を指摘している点では共通している。説教が同一でないと市民の間に信仰の分裂が生じ、その結果騒乱状態となり市の平和が破壊されると考えられていたのである¹⁸⁾。

2. 再洗礼派の衝撃

[ニュルンベルク近郊の状況]

フランケンの地に再洗礼派を出現させたのはハンス・フートであった。1526年5月にアウクスブルクで、ハンス・デンクより再洗礼を受けたフートは、近い将来訪れるであろう終末を強く意識していた。最後の審判で生き残った真の信徒は、背信の徒（=世俗の権力者たち）を打倒するために武器をとって戦うことになっていた。かつてミュンツァーとともに農民戦争を戦っていた頃は、蜂起農民の中に真の信徒の姿を認めていたが、それは間違いであった。キリストの再臨はなく、農民軍は鎮圧されてしまった。しかしフートは、再洗礼派の存在を知ったことでその失望感を克服した。信じて洗礼を受ける彼らこそが神の戦士となるべき真の信徒であった。終末の時を農民戦争から三年半後に定め直し、そのような信徒 144000人（ヨハネ黙示録 14章）の獲得を目指して伝道を開始したのであった¹⁹⁾。このような信徒による武装蜂起を説く再洗礼派のグループは、無抵抗分離主義、即ち武力抵抗せず、真の信徒からなるゲマインデを既存の体制から分離させようとしたスイス再洗礼派とは別種の一派とみなされている²⁰⁾。

フランケン地方はフートの最初の伝道先であった。故郷ハイナ Haina 村に始まり、コープルク Coburg 周辺、ザクセン選帝侯の飛び領地ケーニヒスベルク Königsberg、そして 1527 年初めにはアルトエアランゲン Alterlangen、エアランゲン Erlangen、ウテンロイト Uttenreuth、テネンローエ Tennenlohe、ロイトレス Reutles、グリュントラハ Gründlach、ブルック Bruck といったニュルンベルク近郊の農村で教えを説いていた。再洗礼派の影響が及んだこれらの

地域は、主として市の北西部、ニュルンベルクの支配領域とプランデンブルク辺境伯領との境界を挟むように分布していた²¹⁾。

ケーニヒスベルクでは、1527年2月初めに4人の再洗礼派が捕らえられ、審問の後処刑された。オストハイム Ostheim という近郊の村出身のカスパー・シュピーゲル Kasper Spiegel、アウラクスミューレ Aurachsmühle の製粉工、ケーニヒスベルク市民のハンス・ボイテル Hans Beutel とヴォルフ・ショーミンガー Wolf Schominger であり、それぞれの審問の際の発言内容から、フートの伝道の様子をある程度窺い知ることができる²²⁾。それによるとフートは、ゲオルク・フォルク Georg Volk (ハイナ出身の樽工) を伴い、各地で教えを説いていた。4人の発言の中でフートらは「よそ者」'die fremden' として登場し、その名前を正確に知られてはいなかった。オストハイムのトマス・シュピーゲル Thomas Spiegel (カスパー・シュピーゲルの兄弟) の家やアウラクスミューレ、ヘリンガーミューレ Hellingermühle といった製粉所に信徒たちは集まり、時に洗礼が施された。そしてフート及びフォルクが説いたこととして4人が（内容に若干の相違はあるが）共通に示しているのは、いずれトルコ人がやってきて大きな戦争状態になるということであった。諸侯や領主は打ち殺されるが、洗礼を受けた信徒はそれに巻き込まれることはない。信徒はミュールハウゼンに集結することになっていて、その時がいつか、いずれ指示されることになっていた。

トルコ人の襲来については、同時期に他の地域で審問された信徒たちも語っている。例えば前出のトマス・シュピーゲルによると、ヘリンガーミューレの集会でフートらは、「トルコ人が生き残した者—諸侯、僧侶、聖職者、貴族—は信徒たちの小さな軍団によって打ち殺される」と説いた²³⁾。ツエーゲンドルフ Zeegendorf の仕立屋ハンス・ヒューピナー Hans Hübner も、フートが説いたこととして、トルコ人との大きな戦争と信徒たちによるその生き残りの根絶について語っている²⁴⁾。ユツィンク Ützing という近郊の村出身のヴァイシェンフェルダー Weischenfelder 三兄弟の一人ファイト Veit も審問の際に、諸侯や領主がトルコ人によって打ち殺されることについて語っていて、また洗礼者フートは彼らに、主の再臨まであと一年半という月日を示したのであった²⁵⁾。その一方で、ファイトと同じ時にフートから洗礼を受けたと思われる兄弟のマルティンは、トルコ人、ミュールハウゼン、諸侯や領主の打倒といったことについては聞いたことないと発言している²⁶⁾。

ニュルンベルクが直接支配する農村領域をフートが訪れたのは1527年になってからであった。この地域で指導的な役割を果たしたマルクス・マイアー Marx Maier は、アルトエアランゲンのハンス・ベア Hans Ber の家でフートより洗礼を受けたが、その時30人の信徒が集まっていた²⁷⁾。また、前出のトマス・シュピーゲルが同年2月から3月にかけて審問された際の発言によると、既にアルトエアランゲンで再洗礼派の集会が開かれ、2月17日の日曜日にはエアランゲンでも集会が予定されていた。アルトエアランゲンの集会には、ニュルンベルク近郊のエルタースドルフ Eltersdorf やアルトエアランゲンの信徒たちの他、フートの伝道のお供として付いてきていた、コーブルク出身の指物師ユーカリウス・ケラーマン Eukarius Kellermann

とその下僕ヨアキム・メルツ Joachim Mertz、コーブルク近郊の村グロースヴァルブア Großwalbur 出身のキリアン・フォルカマー Killian Volkamer らが参加していた²⁸⁾。

エアランゲンやアルトエアランゲンで信徒が増えていった様子は、「ハンス・フートが二年前に自分と妻に洗礼を受けた」というエアランゲンのハンス・ナードラー Hans Nadler の審問（1529 年 2 月）の記録などから窺い知ることができるが²⁹⁾、ニュルンベルクの支配領域においてどのような教えが説かれていたのかを伝える記録はほとんど残っていない。前出のヴァイシェンフェルダー三兄弟の残りの一人ハンスは、ウテンロイトでフォルクが、トルコ人の襲撃と信徒たちがオブリッヒカイトの生き残りすべてを打ち殺すについて説いたのを聞いている³⁰⁾。しかし、1528 年に捕らえられたウテンロイトの信徒たちに対する審問の記録には、トルコ人や信徒の戦闘参加といった発言は一切みられない³¹⁾。そもそもフートがウテンロイトに滞在したのは一晩だけであり、その夜、フリッツ・シュトリーゲル Fritz Strigel の家でおよそ 10 人に洗礼を受けた。その時洗礼を受けたシュトリーゲルの妻をはじめ多くの信徒が、フートを見たのはその夜だけと語っている。ニュルンベルク近郊の地域では、「決して少なくなった数一村の半分一の人々が偽りの教えに追従している」とブルックの司祭が報告している（1528 年 1 月）ように、再洗礼派が増えていた³²⁾。しかしフートは信徒獲得に際して、ケーニヒスベルクやコーブルク近郊を伝道した時ほど、終末の出来事を詳細に語らなかったと思われる。

[為政者の再洗礼派理解]

ニュルンベルクの市参事会が再洗礼派の存在について初めて知ったのは、コーブルクとの書簡のやりとり（1527 年 2 月）を通してであったと思われる。最初に届いた書簡においては、「何人かの反逆者や他の者たちが密かに人々で、市と村との間を行ったり来たりして集まって」いて、「おそらく新たな反乱を起こすための準備がなされている」といったコーブルク周辺の状況が述べられ、それと「同様のことがニュルンベルクでも密かに人々で行われている」ことが伝えられた。しかし、ここで報告されているのは、反乱を企てている人々がいるということで、「再洗礼」という概念は一度も出てこない³³⁾。コーブルクに宛てた返書の中で市参事会は、知らせてくれたことに感謝するとともに、市内のどの家に集まつていてそれはどこにあるのか、その家の所有者は誰か、誰が集まっていたのかといった、更に詳細な情報を求めた³⁴⁾。これに対してコーブルクからは、問い合わせについてそれ以上の情報を提供することはできないが、「新たな洗礼を通してどのような反乱が、これらの勝手気ままで背信的な人たちによって惹き起こされようとしているのか」を知ることができるよう、ケーニヒスベルクで捕らえられた前出の 4 人についての発言内容が送られてきた³⁵⁾。ここで言及されている「新たな洗礼」＝「再洗礼」という行為は、それを通じての反乱者どうしの結束を意味した。

再洗礼派についての情報を得た後、およそ一ヶ月後には、ニュルンベルクからコーブルク、アウクスブルク、レーゲンスブルク、ウルムなどに宛てて、再洗礼派、特にハンス・フート

に対する警戒を促す書簡が送られている³⁶⁾。その書簡によると再洗礼派とは以下のようなものであった³⁷⁾。即ち、「この兄弟団は更に別の洗礼を受けようとしているから始まっている。我々みんなが受けている最初の洗礼を全く認めていないのである。また聖餐の際のキリストの体と血を完全に軽蔑している。更に彼らは、キリストが我々を救ったと信じていない。彼らは以下のようないことを信じている。悪魔もまた救われ、キリストは短期間のうちに再び地上にやって来て新しい王国を設立する。そしてすべての背信者、キリスト教徒でない者あるいは彼らの兄弟団に属さない者は死でもって処罰される。唯一キリスト教徒である彼らは生かされ、すべてのオブリッヒカイトを殺害し根絶するよう命じられる。」そしてこのような兄弟団の「首謀者」‘haubtsächer’はハンス・フートであった。

そのハンス・フートは同年9月にアウクスブルクで逮捕され審問された。その際ニュルンベルクは23項目の質問状を送っていて³⁸⁾、それをもとに行われた審問（1527年10月5日）により、フートが以前からニュルンベルク市内に出入りしていたことが明らかになった。「デンクは、自分が彼のもとにいた時、ニュルンベルクで校長をしていた」という発言は、1525年より前に、後に再洗礼派の指導者となる者たちが市内で交流していたことを窺わせる³⁹⁾。フート自身「ニュルンベルクに出入りし、そこで働き売買をしたが、市内では何も説かなかつた。エルタースドルフという村においてのみ、3人の農民のところへ行った。2人はヨルクという名で、あと1人はウォルフガングといったが、その者たちの名字は知らない。彼らに説教をし、そして洗礼を受けたが、その村がニュルンベルクに属したかどうかは知らない⁴⁰⁾」と語った。ウォルフガングとは、ニュルンベルクで逮捕され処刑された（1527年3月26日）エルタースドルフの牧師ウォルフガング・フォーゲル Wolfgang Vogel のことであり、また2人のヨルクのうち、1人はフォーゲルと同時期にニュルンベルクで獄中にあったゲオルク・ハルシャー Georg Harscher と思われる。

近隣への書簡を通してみえてくるニュルンベルク市当局の理解する再洗礼派とは、最初に受けた幼児洗礼及び聖餐の際のキリストの体と血の現在性を認めようとせず、更には、間もなくキリストが再臨し、オブリッヒカイトと非再洗礼派は打ち殺されるが、そのための正義の剣が彼らにも手渡されると誤って信じている者たちであった。そして「再洗礼」とは、そのようなオブリッヒカイトに反逆する者たちの「同盟の印でありスローガン」であった⁴¹⁾。バンベルク司教も、1527年4月3日付の書簡で同様の理解を示している⁴²⁾。

また同年9月には、「ますます至るところで脅威的になっている、二度目の危険な農民蜂起とすべてのオブリッヒカイトを最終的に根絶することを目指す新しいセクト（再洗礼派）⁴³⁾」に対処するため、シュヴァーベン同盟が動き始めた。再洗礼派の信徒たちは、人目につかぬ所で集まったりしていたこともあり、為政者たちに、かつての農民戦争のような蜂起が再び起ることの危険性を感じさせていたのであった。そして再洗礼は、その神学的意義よりも、そのような反逆を意図する者たちの結束の印として問題視された。

3. ニュルンベルク市当局の動向

[市内の再洗礼派をめぐる動き]

ニュルンベルクでは、再洗礼派または疑わしい者は見つかり次第逮捕されていった。特に1528年に入ってからは、市内及びその周辺で頻繁に再洗礼派が出入りしているのが目に付くようになった。例えば1月には、アウクスブルクでハンス・フートの息子を母親のもとへ連れて行くために預かったというハンス・エーダー Hans Öder が、妻とともに逮捕された⁴⁴⁾。また5月に逮捕されたホネスター・クラフテリン Honester Krafterin と二人の娘、マング・ベツ Mang Betz、エリザベート・ライトリーン Elisabeth Leitlin は、アウクスブルクを追放された信徒たちであった⁴⁵⁾。

ニュルンベルクでの再洗礼派の処刑はしかし、前出のヴォルフガング・フォーゲル⁴⁶⁾に対するものが唯一であった。それ以降、市参事会は逮捕した再洗礼派に対して、法学者や神学者たち並びに市参事会書記ラザルス・シュペングラーに意見を求めながら⁴⁷⁾、慎重に対処しようとした。信徒の中には、オブリッヒカイトに対する反逆やフートの終末論について知らない者、誘惑されて信徒になっただけの者もいたからであった。まずは福音派説教師の説教を聴かせるなどして、その誤った信仰を撤回するよう働きかけた。法学者の多くは、その信仰に固執する者は処刑すべきという意見であったが、市参事会は逮捕した信徒を、撤回するまで、時には長期に及ぶこともあったが、獄中に留めおこうとする傾向にあった。例えば前出の、フートの息子を預かったというハンス・エーダーは、1528年1月に逮捕された後、なかなか幼児洗礼の正当性を認めようとしなかったが、翌年2月、遂にその信仰を撤回し釈放された⁴⁸⁾。また1528年5月に近郊のグリュントラハ、テネンローエで逮捕された5人の信徒（フリッツ・ハルシュナー Fritz Harschner、ヨルク・シュースター Jörg Schuster、ハンス・ベック Hans Beck、マルガレタ・ペック Margareta Peck とその夫）に対しては、二日間にわたって福音派説教師による講義が行われた。その結果、再洗礼の信仰から離れる気になったハルシュナーとシュースターは追放され、三年間市の領域に立ち入ることを禁じられた。残りの3人は引き続き獄中に留めおかれ、最後まで再洗礼に固執したベックは、鞭で打たれ永久追放となった⁴⁹⁾。

フォーゲルの処刑からおよそ五ヶ月後にアウクスブルクへ宛てた書簡（1527年8月30日付）においてニュルンベルクは、再洗礼派を無条件に極刑に処さないという立場を示した⁵⁰⁾。信仰の過ちを暴力や強制によって正しい方向に導くことはできないのであり、また再洗礼派に暴力を加えることは、旧教派の為政者たちに、福音派を弾圧するための絶好の口実を与えることもなりかねなかった。したがって、反乱の意図が明らかな中心的人物は処刑すべきであったが、他の信徒は、追放ないしその危険性の度合に応じて処罰するべきであった。「すべてのオブリッヒカイトに反逆しその根絶を目指す、厄介で非キリスト教的な新しい同盟を設立し、多くの人々をそこへ引き込もうとした⁵¹⁾」ために投獄されたフォーゲルは処刑されたが、同じ頃獄中にあった前出のゲオルク・ハルシャーは、エルタースドルフにある財産をすべて売り払い、都市ニュルンベルク及びその支配領域に半径 10 マイル以上近づかないことを条件に釈放され

たのであった⁵²⁾。但し再洗礼派を、「キリスト教徒の住民の間に完全な分離、オブリッヒカイトに対する軽蔑とその根絶、そして市民間の平和の乱れを惹きおこす⁵³⁾」ものとして恐れる気持ちに変わりはなかった。再洗礼派は排除すべきものであり、専ら追放という手段を通してそれを行ったのであった。

同時にニュルンベルク市当局は、まだその影響を受けていない人々に向けて以下のようない内容の「布告」‘Mandat’を発布した⁵⁴⁾。まずは再洗礼派の教えの偽りが列挙され、具体的には、幼児洗礼を拒否していること、そして本来神によって定められたはずのオブリッヒカイトの根絶を目指していること、神のみが知っているはずの世界の終わりとキリストの再臨について宣教していることなどであった。次いで、このような教えはキリスト教徒の間に大分裂を惹きおこし、人々の間に不和の種を播くものであり、臣民をオブリッヒカイトに反逆するようそそのかし、多くの人々を惑わすものであることが告げられた。そしてすべての臣民に対して、そのような動きから遠ざかり、いかさまな説教を聴きに行ったり、再洗礼を受けたりしないよう警告した。特に再洗礼は、神のことば、教会の慣習に反するだけでなく、「成文化された皇帝の法」⁵⁵⁾においても死刑でもって禁じられているからであった。また再洗礼派を宿泊させることを禁止し、信徒を見つけた場合は市参事会に知らせるなどを義務づけた。

それにもかかわらず 1528 年に入って、「再洗礼を受けた人たちが多いというだけでなく、幾人かその反逆的なセクトの主導的人物が、別のオブリッヒカイトにより追放刑に処せられたか何かで、ここ、この市内及び市参事会の他の支配領域に密かに避難していた。そして隅々で、一般の単純な民衆をその有害な教えでもってーそれは福音とはほど遠くかけ離れたものだがーそそのかしていた」というような状況を目の当たりにした市参事会は、新たに「布告」(1月 25 日付)を発布した⁵⁶⁾。そこに、再洗礼派と関わらないこと、彼らを家に泊めたり匿ったりしてはならないこと、信徒を見つけた者は市参事会に知らせる義務のあることが再度明記され、また知らせた者には相当な報酬が約束された。逆に、市参事会の警告や命令を軽視して再洗礼派と関わったり、彼らを受け入れ匿ったり、信徒がいるのを知っていながら知らせなかつたりした者は、場合によってはその身体及び財産において処罰されることになると脅かされた。再洗礼派のセクトは、「真のキリスト教共同体の結合の糸をほどき分離をもたらす⁵⁷⁾」ものであり、そのような事態は避けなくてはならなかつた。

[対外の再洗礼派をめぐる動きとニュルンベルク]

1528 年 1 月早々、死刑でもって禁止されていたはずの再洗礼をドイツ国内で相当数の男女が受けていること、そして更に悪いことに、再洗礼派が目指しているのは既存の支配体制の転覆であることを知った皇帝は、「勅令」(1 月 4 日付)⁵⁸⁾を通して為政者たちに、それぞれの地域において真剣に再洗礼派対策に取り組むよう要請した。そのおよそ一ヶ月後には、アウクスブルクで開かれたシュヴァーベン同盟議会にて、同盟のカトリック勢力を中心に再洗礼派に対する具体的な取り決めがなされた。

「同盟議会最終決定」(2月22日付)⁵⁹⁾によると、再洗礼派の増加に対処するため、3月15日から6月12日までの三ヶ月間、四つの本拠地 Quartier (ケンプテン、ハイルブロン、バンベルク、ウルム) に400人の騎兵を配備することが取り決められた。各本拠地毎に最高司令官 Hauptmann が選出され、騎兵を統率する。捕らえられた再洗礼派はすべて、各本拠地毎に定められた場所 (バイエルンのランズベルク Landsberg (本拠地ケンプテン)、ヴュルテンベルクのノイシュタット Neustadt (ハイルブロン)、バンベルク (バンベルク)、オーストリアのヴァイセンホルン Weißenhorn (ウルム)) に集められる。そこへ連れて来られた再洗礼派は厳しい取り調べを受けた後、その信仰を撤回しない者は火刑、撤回した者は斬首刑、女性の場合は溺死刑に処せられることになった。誰一人解放されたり、それ以外の方法で処罰されてはならなかった。

同盟の決定に対してニュルンベルクは、積極的に反対の意志を表明したブランデンブルクに同調する形で、従わない意向を示した⁶⁰⁾。ブランデンブルク辺境伯ゲオルクは、捕らえた再洗礼派を、それぞれの地域で審問することなしに、すべて同盟の役人たちに引き渡さなくてはならないことに難色を示し、せめて辺境伯領内に居住する信徒については、自身で責任をもつことを求めた。そしてシュヴァーベン同盟に対して、自らの臣下であるバルタザール・フォン・ヴォルフシュタイン Balthasar von Wolfstein を、フランケン地域の本拠地 (バンベルク) の最高司令官に選出するよう要請した。またその背景には、再洗礼派だけでなく福音派にも迫害の危険が迫っているという現状があった。ヴュルツブルク司教区では再洗礼派を口実に、多くのキリスト教の説教師やその他福音を支持する人々が追放された。バンベルクなどでは、再洗礼という間違った教えのみが撤回の対象となるべきなのに、人々が福音からも手を引くよう強要されていた。

その後もニュルンベルクは専ら追放という手段を通して、自己の領内に再洗礼派の影響が及ぶのを防いでいたが、「シュパイアー帝国議会最終決定」(1529年4月23日)⁶¹⁾において、再び洗礼を受けた者はすべて、男も女も、思慮分別のある年齢に達している者は火刑または斬首刑と定められ、追放刑は禁止された。しかしながらニュルンベルクの再洗礼派は、1529年以降、ハンス・フートの予言した終末の時、1528年の聖霊降臨祭が過ぎてしまってからは、次第に無抵抗分離主義を貫くフッター派の影響を強く受けるようになり、暴力的反逆の危険性はますます弱まった⁶²⁾。こうした中でこの帝国勅令は、ニュルンベルク市当局にとってますます受け入れ難いものとなった。そもそも、「信じて洗礼を受ける者が神と結ばれると聞いて洗礼を受けることにした⁶³⁾」という、あるいはまた、自分が受けたのは「再洗礼」ではなく、「神との結びつきの印」、「罪から免れていることを示す外面的印」などと理解している信徒たち⁶⁴⁾に、帝国法に触れるほどの重大な罪を犯しているという意識はなかつたであろう。

おわりに

ニュルンベルクは、シュヴァーベン同盟や皇帝の決定に従わず、再洗礼派を無慈悲に即処

刑することはなかったが、このことは、既にシュミートが指摘しているように、決して宗教的寛容を意味するものではない⁶⁵⁾。市政府はあくまでも再洗礼派を排除しようとしたのであり、その信仰を理解しようしたり、市内にその存在を認めることはなかった。再洗礼派の中に、再び農民戦争のような反乱が起きることの恐怖を感じていたからであり、また市当局にとって再洗礼派とは、市内に異なる信仰をもちこみ、住民の間に分裂・不和を惹きおこすものであった。再洗礼派が存在する限り市の「平和」はあり得なかった。

トマス・モアは、1516年に発表した『ユートピア』の中で、誰もが自由に宗教を選択し信奉できるという宗教的寛容の思想を示しているが、それはまだ宗派間の激しい対立を経験する前のことであった。『ユートピア』では、「いんぎんな言葉をもってしては他人を改宗させることができないだからといって、決して暴力を揮ったり、乱暴で煽動的な言葉を弄したりしてはいけない」と語っていたモアであったが、後の『異端に関する対話』*Dialogue Concerning Heresies* (1529) では、異端に対して、もはや言葉による説得は無理であり、弾圧するしかないという立場をとるようになっていた⁶⁶⁾。逆に、フォーゲル以降、市内で逮捕した再洗礼派に反逆の危険性をそれほど感じなかったニュルンベルク⁶⁷⁾は、言葉による説得を実践し続けたのである。

注

- 1) Claus-Peter Clasen, *Anabaptism. A Social History, 1525-1618*, Ithaca-London, 1972, pp.26-27. クラーセンは、ドイツ中南部、スイス、オーストリアにかけての広範な地域において、1525年から1618年までの間に再洗礼と関わったのはおよそ30,000人ほどと推測している。1526年から1528年まで南ドイツ再洗礼派の中心地であったアウクスブルクでも、再洗礼派は全人口のおよそ1.2%であった。
- 2) ニュルンベルク市当局の再洗礼派をめぐる動向についてはシュミートの研究がある。Hans-Dieter Schmid, *Täuferkund und Obrigkeit in Nürnberg*, Nürnberg, 1972, (以下 Schmid, Obrigkeit), Hans-Dieter Schmid, "Die Haltung Nürnbergs in der Täuferfrage gegenüber dem Schwäbischen Bund und dem Schmalkaldischen Bund", *Zeitschrift für Bayerische Kirchengeschichte* 40, 1971, (以下 Schmid, Haltung).
- 3) 用いる史料は主として以下に公刊されている。Karl Schornbaum, *Quellen zur Geschichte der Wiedertäufer 2, Bayern 1, Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte 16*, Leipzig, 1934 (以下 QGT2), Paul Wappler, *Die Täuferbewegung in Thüringen von 1526-1584*, Jena, 1913 (以下 Wappler, Täuferbewegung), Berbig, "Die Wiedertäufer im Amt Königsberg i. Fr. i. J. 1527 / 28", *Deutsche Zeitschrift für Kirchenrecht* 35, 1903.
- 4) 42名で構成されたニュルンベルクの市参事会（小参事会）は、34名を都市貴族が占めていた。残り8名が1370年以来手工業者に割り当てられていたのであったが、1509年以降は市参事会への出席義務がなくなり、特別な役職に就くこともなかった。尚、34名の都市貴族市参事会員は、古参の市長 *Alte Bürgermeister* 13名、新参の市長 *Junge Bürgermeister* 13名、古参のゲナンテン（大参事会のメンバー）*Alte Genannten* 8名に分かれていた。直接市政を動かしていたのは、古参の市長から選ばれた7名の古参参事会員 *Ältere Herren* であった。更にその中から3名が最高司令官

Oberste Hauptleute、そのまた 2 名がローズンガー Losunger と呼ばれる、市の財政を管理する最高権力保持者であった。統治機構については、“Christoph Scheurl's Epistel über die Verfassung der Reichsstadt Nürnberg. 1516”, Die Chroniken der fränkischen Städte Nürnberg, Band 5, Die Chroniken der deutschen Städte vom 14. bis ins 16. Jahrhundert, Band 11, Leipzig, 1874, S.781-804, Gunter Zimmermann, “Das Nürnberger Religionsgespräch von 1525”, Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg 71, 1984, S.132-133, 田中俊之「中世後期ニュルンベルクの都市貴族と『名譽』」『史林』80-6、1997、52-54 頁などを参照。

- 5) メラーによると、市参事会は通常、宗教改革運動を推進しようとする市民に対して、それを阻害しようとする勢力であった。また改革の導入は、手工業者が統治に参加していたような都市の方が、より速やかに行われた。Bernd Moeller, Reichsstadt und Reformation, Bearbeitete Neuauflage, Berlin, 1987, S.23, 25, (邦訳) B, メラー、森田安一・棟居洋・石引正志訳、『帝国都市と宗教改革』教文館 1990、41、43-44頁。
- 6) Gottfried Seebaß, “Die Reformation in Nürnberg”, Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg 55, 1967-68 (以下 Seebaß, Reformation), S.254-256.
- 7) Seebaß, Reformation, S.253-254, Gottfried Seebaß, “Stadt und Kirche in Nürnberg im Zeitalter der Reformation”, Bernd Moeller(hrsg.), Stadt und Kirche im 16. Jahrhundert, Gütersloh, 1978 (以下 Seebaß, Stadt und Kirche), S.68-69.
- 8) 法学者ヨハネス・ヘプシュタイン Johannes Hepstein によると、福音派市民 20 人に対して旧教派 1 人であった。Zimmermann, a.a.O., S.132, Gottfried Seebaß, “Der Nürnberger Rat und das Religionsgespräch vom März 1525”, Jahrbuch für Fränkische Landesforschung, Bd.34-35, 1974-75 (以下 Seebaß, Religionsgespräch), S.475.
- 9) Paul A. Russell, Lay Theology in the Reformation, Cambridge University Press, 1985, pp.148-184, Thurman E. Philoon, “Hans Greiffenberger and the Reformation in Nuernberg”, The Mennonite Quarterly Review 36-1, 1962.
- 10) Gerhard Pfeiffer, “Entscheidung zur Reformation”, Gerhard Pfeiffer(hrsg.), Nürnberg - Geschichte einer europäischen Stadt, München, 1971, S.148-150.
- 11) Carl C. Christensen, “Iconoclasm and the Preservation of Ecclesiastical Art”, Archiv für Reformationsgeschichte, Sonderdruck, Jahrgang 61, Heft 2, 1970.
- 12) Günter Vogler, Nürnberg 1524/25, Berlin, 1982, S.135-151, Hans-Gerhard Streubel, “Zur rednerischen Wirksamkeit des sogenannten ‘Bauern von Wöhrd’”, Wissenschaftliche Zeitschrift der Friedr. Schiller Universität Jena, Jahrgang 21, Heft 516, 1972.
- 13) Lawrence P. Buck, “Opposition to Tithes in the Peasants' Revolt: A Case Study of Nuremberg in 1524”, The Sixteenth Century Journal 4-2, 1973.
- 14) 宗教討論会の具体的な経過については Adolf Engelhardt, “Die Reformation in Nürnberg”, Bd.1, Mitteilungen des Vereins für Geschichte der Stadt Nürnberg 33, 1936, S.163-182.
- 15) Seebaß, Religionsgespräch, S.474ff.
- 16) Zimmermann, a.a.O. 例えば市政の中核を担う古参参事会員 7 名のうち、福音派と思われるのは 2 人のローズンガー (ヒエロニムス・エーピナー、カスパー・ニュツツエル) のみであった。
- 17) Gottfried Seebaß, “Augsburg und Nürnberg - ein reformationsgeschichtlicher Vergleich”, Rudolf

- Dellsperger, Rudolf Freudenberger, Wolfgang Weber(hrsg.), Wolfgang Musculus (1497-1563) und die oberdeutsche Reformation, Berlin, 1997, S.104 も参照。
- 18) Zimmermann, a.a.O., S.145, Seebaß, Religionsgespräch, S.476-477, Seebaß, Reformation, S.260, Seebaß, Stadt und Kirche, S.75-76.
 - 19) Gottfried Seebaß, Müntzers Erbe, Werk, Leben und Theologie des Hans Hut (1527), Habilitationsschrift, Erlangen-Nürnberg, 1972 (以下 Seebaß, Müntzers Erbe), S.184-200.
 - 20) Hans-Jürgen Goertz, Die Täufer. Geschichte und Deutung, München, 1980, S.23-26, James M. Stayer, Anabaptists and the Sword, Kansas, 1976 (2nd Edition), pp.93-166.
 - 21) David M. Hockenberry, The Radical Reformation in Nürnberg 1524-1530, Dissertation, The Ohio State University, 1973, pp.142-143. フートのフランケン地方での伝道及びそこでの再洗礼派の状況については Seebaß, Müntzers Erbe, S.200-240, Günther Bauer, Anfänge täuferischer Gemeindebildungen in Franken, Nürnberg, 1966, S.12ff.
 - 22) Paul Wappler, Die Stellung Kursachsens und des Landgrafen Philipp von Hessen zur Täuferbewegung, Münster, 1910, S.2-4. 4人に対する審問の記録は Berbig, a.a.O., S.309-316, Nr.VIIa-d.
 - 23) Wappler, Täuferbewegung, S.231, Nr.1.
 - 24) Wappler, Täuferbewegung, S.244, Nr.3.
 - 25) Wappler, Täuferbewegung, S.242, Nr.2.
 - 26) Wappler, Täuferbewegung, S.243, Nr.2.
 - 27) QGT2, S.192, Nr.219.
 - 28) Wappler, Täuferbewegung, S.234-235, Nr.1.
 - 29) QGT2, S.153, Nr.167. 例えば、「アルトエアランゲンのウツ・マイアーにアウクスブルクのハンス・フートが洗礼を受けたことを他の兄弟たちから聞いた。」「エアランゲンのハンス・ミュラーの下僕でセバスシャンという者が、彼は最近奥さんをもらったのであるが、彼もまた洗礼を受けた。そのように兄弟たちから聞いた。」「兄弟たちから、エアランゲンの煉瓦工ハンスが再洗礼を受けたことを聞いた。」など。
 - 30) Wappler, Täuferbewegung, S.280, Nr.22.
 - 31) ウテンロイトの信徒たちの発言の記録は QGT2, S.78-94, Nr.82.
 - 32) QGT2, S.104, Nr.100. その他グリュントラハ、ロイトレスの状況については QGT2, S.61, Nr.66.
 - 33) Berbig, a.a.O., S.328, Nr.XII. この書簡は日付を欠いているが、これに対するニュルンベルクの返書は 1527 年 2 月 14 日付。
 - 34) Berbig, a.a.O., S.329-330, Nr.XIII.
 - 35) “was fur ein meuterei und aufrur durch ein neue tauf durch diese mutwillige und gotlose leut ist angericht”, Berbig, a.a.O., S.330-331, Nr.XIV.
 - 36) Schmid, Obrigkeit, S.23.
 - 37) 1527 年 3 月 18 日付、レーゲンスブルクへ宛てた書簡。Karl Schornbaum, Quellen zur Geschichte der Wiedertäufer 5, Bayern 2, Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte 23, Gütersloh, 1951, S.8, Nr.2.
 - 38) Christian Meyer, “Zur Geschichte der Wiedertäufer in Oberschwaben. I. Die Anfänge des Wiedertäufertums in Augsburg”, Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben und Neuburg 1,

- 1874 (以下 ZHVSN1), S.221-223, Nr.II.
- 39) ZHVSN1, S.229, Nr.IV. ハンス・デンクは 1523 年 9 月に聖ゼバルト教区の学校長に就任したが、その後ルター派の改革路線から逸脱する言動が目立つようになり、1525 年 1 月に告発され市を追われたのであった。
- 40) ZHVSN1, S.229-230, Nr.IV.
- 41) "zeichen und loos solicher pundtnus", Wappler, Täuferbewegung, S.245, Nr.4, QGT2, S.19, Nr.19.
- 42) Wappler, Täuferbewegung, S.246-247, Nr.5.
- 43) QGT2, S.30, Nr.37.
- 44) Schmid, Obrigkeits, S.40-41.
- 45) Friedrich Roth, "Zur Geschichte der Wiedertäufer in Oberschwaben III. Der Höhepunkt der wiedertäuferischen Bewegung in Augsburg und ihr Niedergang im Jahre 1528", Zeitschrift des Historischen Vereins für Schwaben und Neuburg 28, 1901, Nr.49, 71, 134, 135a. Schmid, Obrigkeit, S.36-40. アウクスブルクでは、1528 年の復活祭の日曜日に集会を開いていた信徒 88 名が逮捕され、それ以降、信徒であることが明らかになった者の逮捕が相次いだ。審問の後ほとんどの信徒が市外追放となつた。
- 46) フォーゲルはニュルンベルク南西、ネルトリンゲンの西側に位置する小都市ボップフィンゲン Bopfingen で福音派説教師として活躍していたが、同市は、フォーゲルがエルタースドルフの牧師に任命された (1524 年) 後、再び旧教に服するようになった。フォーゲルはこれに抗議して、ボップフィンゲンの市参事会及び市民に宛てて手紙を書いた (1526 年) が、この行為により、世俗の権力者たちからは既に反逆的人物とみなされるようになっていた。フォーゲルについては Gerhard Kumpf, "Die schwäbische Reichsstadt Bopfingen in den Stürmen der Reformations- und Interimszeit", Blätter für württembergische Kirchengeschichte 59, 1959, S.96-104, Schmid, Obrigkeit, S.15-25, 141-152, Hockenberry, a.a.O., pp.116ff., Bauer, a.a.O., S.129-135.
- 47) 詳細は Schmid, Obrigkeit, S.182-205, 231-270.
- 48) Schmid, Obrigkeit, S.141-146.
- 49) Schmid, Obrigkeit, S.29-31. 尚、ニュルンベルクでの再洗礼派に対する審問の記録は大部分が失われているが、バウアーによると、この 5 名の信徒についてのみ記録が残っている。Bauer, a.a.O., S.147 Anm.220.
- 50) この書簡は Staatsarchiv Nürnberg, Rep.61a: Briefbücher des Rates, Nr.96, 50b-51b に収められているが、今回はシュミート並びにバウナーの記述を参照した。Schmid, Obrigkeit, S.152-153, Bauer, a.a.O., S.136-138. (Anm.153, 156, 157 で部分的に公刊されている。)
- 51) ニュルンベルクからプランデンブルク辺境伯カシミール Kasimir に宛てた 1527 年 3 月 26 日付書簡。Wappler, Täuferbewegung, S.245-246, Nr.4, QGT2, S.19-20, Nr.19.
- 52) その後もハルシャーは再洗礼派として活動し、1534 年にアンスバッハで審問を受けている。QGT2, S.338-340, Nr.353.
- 53) "unter dem christlichen volk eine ganze sonderung, darzu verachtung und vertilgung der oberkeit und zertrennung burgerlichs friedens anzurichten", Bauer, a.a.O., S.138 Anm. 157.
- 54) 「布告」は Staatsarchiv Nürnberg, Ansbacher Religionsakten 38, 113 及び Nürnberger Mandate II, Fasz.37, Nr.19a, その写しが Staatsarchiv Nürnberg, Rep.60b: Ratsbücher, Nr.14, 81a-82b に収めら

れている。Schmid, Obrigkeit, S.157 Anm.65. 今回は Schmid, Obrigkeit, S.157-158 及び Bauer, a.a.O., S.140 の記述を参照。1527 年 9 月 20 日の市参事会でそれをアンスバッハへ送ることが決定され、23 日には既に印刷された「布告」がアンスバッハとアウクスブルクに送られていたことから、20 日から 23 日の間に作成されたと考えられている。Schmid, Obrigkeit, S.157 Anm.62, Bauer, a.a.O., S.140 Anm.171.

- 55) “in den keiserlichen geschriften rechten”, Bauer, a.a.O., S.140. 具体的には 413 年 3 月 21 日、ドナトゥス派に対して出された「皇帝ホノリウスとテオドシウス 2 世の勅令」を指す。そこで再洗礼は死刑と定められている。Schmid, Obrigkeit, S.152 Anm.53. ニュルンベルク市当局自身は、この勅令、即ち再洗礼派を処刑することに無条件に従がおうとしなかったが、臣民に向けて警告する際にはそれを引き合いに出したのであった。
- 56) ‘Verrufung, die widertauffer betreffen’ と題するこの「布告」は、Staatsarchiv Nürnberg, Rep.60b: Ratsbücher, Nr.14, 136a-137a に収められていて、Bauer, a.a.O., S.146 Anm.214 において公刊されている。
- 57) “zertrennungen und absonderungen von der rechten cristlichen gemein”, Bauer, a.a.O., S.146 Anm.214.
- 58) Gustav Bossert, Quellen zur Geschichte der Wiedertäufer, Band 1, Herzogtum Württemberg, Quellen und Forschungen zur Reformationsgeschichte, Band 13, Leipzig, 1930, S.1*-2*, Wappler, Täuferbewegung, S.268-269, Nr.15.
- 59) Deutsche Reichstagsakten unter Kaiser Karl V., Band 7-2, Göttingen, 1963 (以下 Reichstagsakten, 7-2), S.1014-1016, QGT2, S.117, Nr.113.
- 60) シュヴァーベン同盟の決定に対するニュルンベルク及びプランデンブルクの態度、行動については QGT2, S.118-121, Nr.117, 118, 119, 124, 126, Schmid, Haltung, S.47-58.
- 61) Reichstagsakten, 7-2, S.1325-1327, Bossert, a.a.O., S.3*-5*.
- 62) Schmid, Obrigkeit, S.49-71.
- 63) アウラクスミューレの製粉工。Berbig, a.a.O., S.311, Nr.VIIb.
- 64) ウテンロイトの信徒たち。QGT2, S.83, 85, Nr.82.
- 65) Schmid, Obrigkeit, S.310-313.
- 66) トマス・モア、平井正穂訳『ユートピア』岩波文庫 1992 (第 53 刷)、161-162 頁、塚田富治『トマス・モアの政治思想』木鐸社 1978、205、290-295 頁。
- 67) ニュルンベルクでは『ユートピア』が 1527 年に出版されている。Gottfried Seebaß, “Dissent und Konfessionalisierung. Zur Geschichte des ‘linken Flügels der Reformation’ in Nürnberg”, Gottfried Seebaß, Die Reformation und ihre Außenseiter, Göttingen, 1997, S.251 Anm.34.